

熊本市公契約条例(仮称)(案)たたき台へのご意見と対応

該当箇所	ご意見	対応
2 定義	公契約の対象に疑義が生じないように「市」に公営企業や教育委員会等が含まれる旨を明示できないか。	熊本市が行う契約の主体は、あくまで「市」であり、予算執行権を持つ市長及び公営企業管理者が当該契約における代表者となるにすぎず、また、本市の他の例規においても、契約を締結するのは「市」と表現していることから、条例上では「市」と表記し、熊本市ホームページ等で、公契約条例の周知を行う際、公契約の対象には公営企業や教育委員会等が含まれる旨を明示いたします。
4 市の責務	2の『「1 目的」の目的及び「3 基本理念」の基本理念を…」』について、1で『以下「基本理念」という』としているため、『「1 目的」の目的及び基本理念』とするのが適切ではないか。	ご意見のとおり修正いたします。
誓約書	誓約書の文言について、次の項目について確認いただきたい。 ・〔安全衛生〕6（1）「衛生管理者又は産業医」の部分は、「又は」ではなく「両方」という意味合いから「及び」「かつ」等が適切ではないか。 ・〔安全衛生〕9、10「1年に1回」は「1年以内ごとに1回」が適切ではないか。 ・〔安全衛生〕10「ストレス」の部分は「負担の程度」が適切ではないか。	・〔安全衛生〕6（1） 「衛生管理者又は産業医」は「衛生管理者及び産業医」に修正いたします。 ・〔安全衛生〕9、10 「1年に1回」は「1年以内ごとに1回」に修正いたします。 ・〔安全衛生〕10 「ストレス」の部分は「負担の程度」に修正いたします。

※左端「該当箇所」は、第2回熊本市公契約条例(仮称)検討委員会資料の該当箇所を指す。